

「京都市元新道小学校跡地活用事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

京都市元新道小学校跡地活用事業	
令和3年7月30日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
8月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
8月26日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見なし）
9月30日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

